

明けましておめでとうございます！

明けましておめでとうございます。本年も何卒よろしくお願い申し上げます。
本年もさらなるサービス向上に向け、気持ちを新たに取り組んでまいりますので、
お気付きのことは何なりとご指導いただければ幸いです。
2025年は「巳」（きのとみ）の年です。「巳」は未だ発展途上の状態を表し、
「巳」は植物が最大限まで成長した状態を意味します。これまでの努力や準備が実を結び始める時期を示唆しています。
皆様にとって実りの多い一年になることを祈念しております。

事務所 TOPIC

おかげさまで10周年！弊所の歴史(1) 開業、そして特車申請との出会い

弊所は個人事業時代(2015年1月～2020年4月)を含めると、今年で10年目になります。多くのお客様のご支援があったからこそ、現在においても弊所が存続できていると考えております。この場をお借りして感謝申し上げます。
さて10年目の節目ということで、弊所の歴史を振り返る企画を全5回でお送りいたします。この企画は読者の皆様に弊所の紹介をさせていただくと同時に、私自身初心を忘れないようにするためでもあります。ぜひ、お付き合いいただければ幸いです。

2015年1月

佐久間行政書士事務所開業

従業員：1名（佐久間のみ）
事務所：実家（初代事務所）
年商：ゼロ



2016年

特車申請との出会い

従業員：1名（佐久間のみ）
事務所：実家（初代事務所）
年商：100万円以下



2014年6月に野村證券株式会社を退職し、2015年4月に行われる統一地方選挙（さいたま市議会議員選挙）に備えておりました。選挙公報に「無職」と記載するわけにはいかないので、「行政書士」という肩書欲しさに事務所登録したというのが本音です（笑）。学生時代（大学2年生）に行政書士資格を取得しておいて良かったと心から思いました。

貯金をすべて選挙資金（一部両親からも借金）としていたため、金銭的にも厳しく、両親に頼み込んで実家を事務所登録させてもらいました。もちろん、独り暮らしすることも厳しく、実家に居候をさせてもらいました。

落選後は行政書士事務所の収入が月間数万円程度しかなく、生計を立てるために塾講師のアルバイト、不用自転車の回収業、日雇いの設営の仕事等に携わっていました。行政書士業だけで果たして生活をできるのか不安で夜も眠れない時期が続きました。

さまざまな仕事に携わり、なんとかお金を稼いでいましたが、永続的なビジネスに時間を集中すべきとの考えから生計を立てる柱を行政書士業に徐々にシフトしていく時代です。当初、証券会社出身ということから金融商品取引業者の登録をメイン業務にしようと考えていましたが、顧客を獲得することができず断念しました。そのようなタイミングで行政書士の先輩から、「特殊車両通行許可申請という申請があるんだけど、やってみない？」と声をかけていただき、以後、特殊車両通行許可申請を専門とすることに決めました。

特殊車両通行許可申請を選択した理由は2つあります。1つ目は継続性がある点です。他の許認可業務と異なり、経路の追加、車両の追加等により継続的に業務を受注することができるため、安定した事務所運営を行うために適した業務と考えました。2つ目はお客様と深い関係構築が可能であるという点です。1つ

目の理由故に1社との関係構築を深くできる利点があります。証券マン時代には得意様と深い関係構築ができる営業しか経験したことがない、初見のお客様からの依頼にどんどん応えていく営業スタイルが想像できませんでした。

いざ特車申請業務を始めてみたものの、全く知識がない状態で申請書を完成させることは本当に難しいものがありました。Webで情報収集を行っても、本格的なマニュアルがないために必要な知識を十分に得ることが難しく、国道事務所の職員から教えてもらおうと何度も国道事務所に押しかけました。今思うと、かなり迷惑で厚顔無恥な行政書士だったかと思います。行政書士が自分の飯のタネにする目的で日常業務に追われている国道事務所職員の手を煩わせるなど、あってはならないことです。

当時、特車申請の知識を得るのに多くの国道事務所職員に迷惑をかけ、加えて自分なりに解釈するために膨大な時間を費やしました。特車申請初学者に私と同じ想いはさせたくない、特車申請を学ぶ上で国道事務所職員に迷惑をかけてほしくないという想いが2020年に出版した『行政書士のための特殊車両通行許可申請の説明書（税務経理協会）』に繋がっています。

特集

下請法改正への理解

2024年12月17日、公正取引委員会と経済産業省は物流の「2024年問題」を受け、下請法の改正案を発表しました。これまで下請法の対象外とされていた荷主と運送事業者の関係が対象とみなされるようになります。今回の特集では、単に荷主と運送事業者の関係が下請法の対象になるという表面的な理解を越えて、どのような考え方に基づいているのか、紐解いていきます。

荷主を仲介者と見るか、元請と見るかについては、業務の範囲をどう捉えるかがポイントになります。従来の考え方には、荷主の業務の範囲は「消費者に対して商品を売ること」です。消費者が購入の意思を表示し、荷主がそれに応じることで業務が完結します。荷主が運送事業者に発送の手配を行うのはあくまでも業務の範囲外です。

分かりやすくするためにあえて極端な表現を用いますが、荷主は運送事業者に対して「商品を運んでもらいたがっている消費者を見つけてあげましたよ。運んでくださいね」という仲介者の立場です。

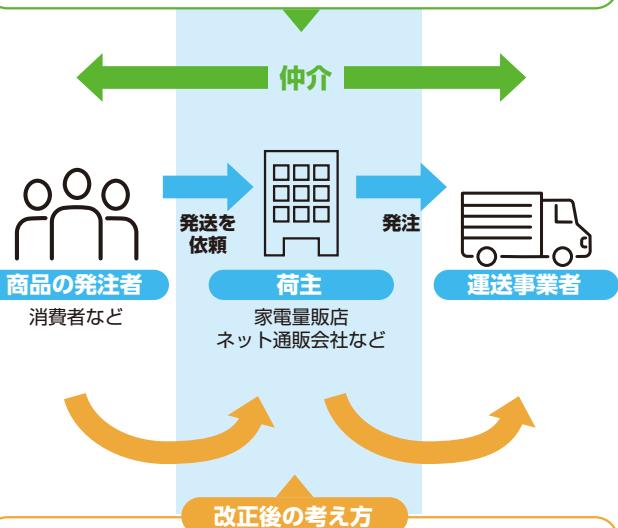
しかし、今回の改正案の考え方には、荷主の業務は「消費者に対して商品を売って、届けること」です。したがつ

て荷主は運送事業者に対して「商品を消費者に売ることはできたんだけど、運ぶところはお願いできますか」という元請の姿勢になるわけです。

外形的には同じ業務フローなのですが、解釈を変えるだけで法律の適用範囲に含めることも除外することもできます。ここだけを切り取れば法律はなんてご都合主義なんだと思われてしまいますが、逆にビジネスの実態に即して法律の適用を変えることができる柔軟性も併せ持つのです。

現状の考え方

荷主の主な業務は「消費者に商品を売ることのみ」と解釈。配送に関しては、消費者と運送事業者を仲介しているという立場であり、下請法の適用対象とならない。



改正後の考え方

荷主の主な業務は「消費者に商品を売って、届けること」と解釈。「届けること」も業務範囲に含まれる。そのため、荷主が運送事業者に発注する行為が下請法の適用対象となる。

単に荷主と運送事業者の関係が下請法の対象になったと覚えておくのではなく、その裏にある解釈まで熟知しておくことで同業者間での話題も膨らむのではないかでしょうか。



『魔笛』を鑑賞しました

『くるみ割り人形（バレエ）』、『トゥーランドット（オペラ）』に続く、芸術鑑賞第3弾は『魔笛（オペラ）』です。一度は生で見てみたいと思っていたオペラでしたのでチケット入手から気合を入れました。発売開始の10分前からチケット購入ページにて待機し、S席のチケットを入手することができました。

公演場所は初台にある新国立劇場！初めて訪れる新国立劇場に興奮を抑えき

れませんでした。前回までのバレエやオペラと同じく、ホワイエ（劇場やホールなどの、入口から観客席までの広い通路）のことをいいます。主に幕間の休憩や、社交の場として使われる空間です）では、アルコール類が販売されていましたので、気合を入れるためにウイスキーのロックをいただきました。

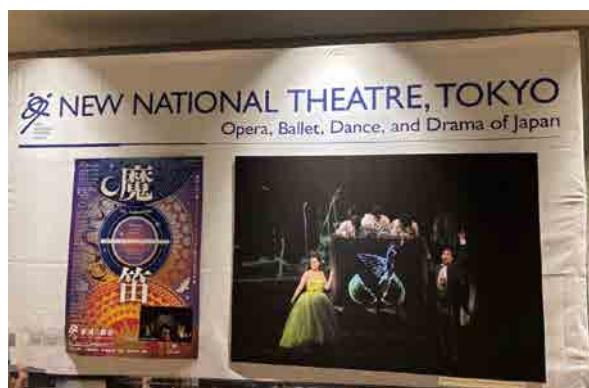
『魔笛』とは、モーツアルトが残した最後のオペラです。大蛇に襲われた王子タミーノが夜の女王の従者3人に助けられるところから始まります。王子タミーノは、従者達から夜の女王の娘パミーナの絵姿を見せられ一目惚れをしてしまいます。その後王子タミーノが夜の女王のもとに訪れた際に、悪人ザラストロに捕らえられた娘を救い出してくれれば、娘を王子に与えるという約束を取り付けるのでした。

意気揚々と王子タミーノは

ザラストロの神殿に乗り込みましたが、衝撃の事実をザラストロから伝えられます。「あなたはもしかしたら勘違いをしているかもしれない…」。

実はザラストロは悪人ではなく偉大な祭司で、夜の女王の邪悪な野望の犠牲となるないように娘のパミーナを保護していたのでした。王子タミーノがパミーナを得るためにザラストロより授けられる試練とは…ザラストロに寝返った王子タミーノに近づく夜の女王の魔の手…見どころたくさんのおペラでした。

最大の見せ場となるのが、夜の女王のアリア（独唱）です。原題は『復讐の炎は地獄のように我が心に燃え』ですが、読者の皆様も一度は聞いたことがある名曲です。超絶技巧を要するコロラトゥーラ（オペラにおいて、旋律に細かく速い音符の連なりを用いて、まるで声を転がすように歌う技法）で歌われる夜の女王のアリアは世界で数人しか歌うことができない大迫力の歌となっています。是非、鑑賞してみてください。



新国立劇場にて